

令和7年 No.41

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

修学支援事業の基金の使途の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年6月11日 役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年6月12日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第16号

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：修学支援事業の基金の使途の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （修学支援事業の基金の使途） 第8条 修学支援事業の基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。ただし、東京学芸大学への入学に関して寄附されるものを除く。 (1) 授業料、入学料及び学寮に入寮した場合の寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図るもの (2) 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの (3) 学資を貸与又は給付するもの <u>(4) 学生をティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントとして雇用するための経費を負担するもの</u> <u>(5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿舎料の減額を目的として寄宿舎の整備を行う費用の一部を負担するもの</u> <u>2 障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要なもの</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年6月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （修学支援事業の基金の使途） 第8条 修学支援事業の基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。ただし、東京学芸大学への入学に関して寄附されるものを除く。 (1) 授業料、入学料及び学寮に入寮した場合の寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図るもの (2) 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの (3) 学資を貸与又は給付するもの 〔省略〕